

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第七号

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則（昭和二十八年八月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「委員会所管の学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他教育機関の職員」を「委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」に改め、同項第八号中「（市町村立義務教育諸学校を含む。）」を削り、「職員」の下に「並びに法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」を加え、同項第十号中「委員会所管の学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員」を「委員会の所管に属する学校の職員及び法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」に改め、同項第十一項中「委員会所管学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）」を「委員会所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。